じゅうろくPay easy（ペイジー）口座振替受付サービス利用規定

1.適用範囲

⑴当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」といいます。）所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下「収納機関」といいます。）、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人等の窓口（以下「取扱窓口」といいます。）に対して、当行がじゅうろくキャッシュカード規定にもとづいて発行するキャッシュカードのうち普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。）その他当行所定の預金のキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提示して、後記3.⑴の預金口座振替の依頼を行うサービス（以下「本サービス」といいます。）については、この規定により取扱います。

⑵本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座（以下「当該口座」といいます。）の預金者本人または代理人に限ります。

⑶なお、本サービスは当行が本サービスに利用することを承認したカードのみ利用できることとします。

2.利用方法等

⑴本サービスを利用するときは、預金者は収納機関または取扱窓口に設置された本サービスにかかる機能を備えた端末機（以下「端末機」といいます。）の画面表示等の操作手順に従い、預金者自らがカードを端末機に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者（収納機関または取扱窓口の従業員を含みます。）に見られないように注意しつつ自ら入力してください。

⑵次の場合には、本サービスを利用することはできません。

①停電、故障等により端末機による取扱ができない場合

②取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払を受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合

③本規定に反する場合

⑶次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。

①当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合

②カード（磁気ストライプの電磁的記録を含みます。）が破損している場合

⑷当行が本サービスを利用することができないとして定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。ただし、当行が本サービスを利用することができる日および時間帯の範囲内であっても、収納機関または取扱窓口の都合により利用できない場合があります。

3.預金口座振替契約等

⑴前記2.⑴により暗証番号の入力がされたときは、収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約（本規定において「預金口座振替契約」といいます。）が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは預金口座振替契約は成立しなかったものとします。

当行が預金口座振替契約が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引き落とします。

⑵前記⑴にかかわらず、当行所定の手続による預金者の本人確認ができない場合には、当行は預金口座振替契約を解約できるものとします。

⑶預金者は、暗証番号等を入力する前に端末機の表示及び収納機関との間の契約書等により、本サービスでの申込内容を確認するとともに、前記⑴により預金口座振替契約が成立した後に端末機から出力される口座振替契約確認書の内容を確認するものとします。なお、口座振替契約確認書の内容が預金者の意思にそわない場合には、預金者自らが口座振替契約確認書に記載の問い合わせ先に連絡のうえ、これを解決するものとします。

⑷収納機関の指定する振替指定日（当日が銀行休業日の場合は翌営業日）において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却、または当行任意の金額を振替指定日以降任意の日に引き落としのうえ、支払資金の一部または全部に充当することができるものとします。

また、振替指定日に当該口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。

⑸収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。

⑹預金口座振替契約を解約するときは、預金者から当行へ所定の手続により届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない、あるいは預金者が口座を解約する等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替契約が終了したものとして取扱うことができるものとします。

4.本サービスの機能を停止する場合

本サービスを利用する機能は、当行所定の方式により当行国内本支店へ申出ることにより停止することができます。当行はこの申出を受けたときは、直ちに本サービスを利用する機能を停止する措置を講じます。この申出の前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

なお、一旦停止した本サービスのご利用する機能を再開する場合は、当行国内本支店で書面による当行所定の手続きが必要となります。

5.免責事項

⑴当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものとして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

ただし、当該入力が偽造カードまたは暗証番号によるものであり、カード及び暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、このかぎりではありません。

⑵次の各号の事由により預金口座振替契約の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

㈠災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があったとき

㈡当行または共同システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じたとき

㈢収納機関または取扱窓口の責めに帰すべき事由があったとき

⑶本サービス及び本サービスによる預金口座振替契約について仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、預金者と収納機関または取扱窓口との間でこれを解決するものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。

6.規定の適用

この規定に定めのない事項についてはじゅうろくキャッシュサービス規定、普通預金規定、総合口座取引規定により取扱います。

7.この規定の変更等

⑴この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

⑵前記⑴の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上

2025年4月1日現在